

事務事業名	総合福祉センター運営事業										
事業開始年度	昭和51年度			担当部署	福祉部 福祉総務課						
根拠法令	枚方市総合福祉センター条例、枚方市総合福祉センター条例施行規則										
実施方法	直営 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:枚方市社会福祉協議会)										
	その他()										
目的 (何のために)	枚方市総合福祉センターは、老人福祉センターと市民福祉センターから成り立っており、老人福祉センターは、高齢者の健康と福祉の増進を目的に、また市民福祉センターは、市民各層及び各種団体の交流を促進して市民の文化及び教養を目的とした施設である。										
対象 (誰・何を対象に)	市民										
事業内容	<p>高齢者の生きがいと健康増進及び市民各層との交流を図るため以下の事業を実施している。</p> <p>1. 部屋、体育室の貸し出し 2. 市民福祉事業(グラウンドゴルフ講習会・料理教室など) 3. 老人趣味の講座・老人いきいき講座 4. 機関誌の発行 5. 健康・生活相談 6. 入浴施設の開放 7. 送迎バスの運行管理等</p>										
事業の必要性	高齢者の生きがいと健康増進及び市民各層との交流を図る場として必要										
コスト											
		H20年度決算			H21年度決算			H22年度当初予算			
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費		
正職員		0.3人	2,090千円	0.3人	2,065千円	0.3人	2,008千円				
再任用職員		人	千円	人	千円	人	千円				
非常勤職員等		人	千円	人	千円	人	千円				
人件費計(A)			2,090千円		2,065千円		2,008千円				
直接経費(B)			103,858千円		98,870千円		78,120千円				
総事業費(A+B)			105,948千円		100,935千円		80,128千円				
財源内訳											
		H20年度決算			H21年度決算			H22年度当初予算			
国庫支出金			千円		千円		千円			千円	
府支出金			千円		千円		千円			千円	
受益者負担 (使用料等)			千円		千円		千円			千円	
その他			千円		千円		千円			千円	
一般財源			105,948千円		100,935千円		80,128千円			千円	
平成21年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容								金 額		
	指定管理料(指定団体:枚方市社会福祉協議会)								65,985千円		
	維持補修工事費								21,528千円		
	送迎バス運行委託料、諸経費								11,357千円		

事務事業名	総合福祉センター運営事業				
事業開始年度	昭和51年度	担当部署	福祉部 福祉総務課		
活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
	開所日数	日	307	308	308
	延べ利用者数	人	134,637	138,258	135,000
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	総事業費 / 開所日数	円	345,107	327,711	260,156
	総事業費 / 延べ利用者数	円	787	730	594
成果目標 (目標とする成果)	高齢者の生きがいと健康増進及び市民各層との交流を図る場を提供する。今後も、利用者のニーズを踏まえ、各部屋及び体育室の貸し出し、週2回(火・木曜日)の入浴施設の開放、指定管理者による自主事業としての各種講座の開催、看護師等による健康相談を実施することによって利用者数を増やす。				
事業の自己評価	高齢者の生きがいと健康増進及び市民各層との交流を図る場として、適切に運営管理できている。また、講座を15講座(述べ開講日数107日、述べ受講者数1,824人)開催し、健康相談等(相談件数5,242件)も行った。				
今後の事業の方向性	総合福祉センターの施設の有料化について検討しながら、現行どおり指定管理を継続していく。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	他市の同施設においても、老人福祉法に定めのあるとおり施設使用料は無料または低額な料金に設定をされている。 老人福祉法については次のとおり。 [抜粋]老人福祉法 老人福祉センター 第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。				
特記事項	指定管理者制度の導入は平成18年度であり、現在の指定管理者の指定期間は、平成21年度から平成25年度までである。				

枚方市総合福祉センター



概要

老人福祉センターと市民福祉センターを合わせ持った施設。高齢者の生きがいがづくりと健康増進を目的とした活動の促進や、世代間の交流を図るために、各種の自主事業を実施している。

所在地

枚方市津田東町 2 丁目 26 番 1 号（老人福祉センター・市民福祉センター）

枚方市中宮山戸町 12 番 15 号（老人作業所）

開館年月

昭和 51 年 4 月 24 日（老人作業所は昭和 53 年 4 月 1 日）

送迎バス：枚方市駅等からセンターまで無料運行。決められた停留場所で乗車可能。

施設の内容（老人福祉センター・市民福祉センター・老人作業所）

- 老人福祉センター：大広間、和室、会議室（4 室）、浴室
- 市民福祉センター：講座室、料理教室、和室（3 室）、会議室（2 室）
- 共用施設：機能回復訓練室、和室（2 室）、図書室、体育室、茶室



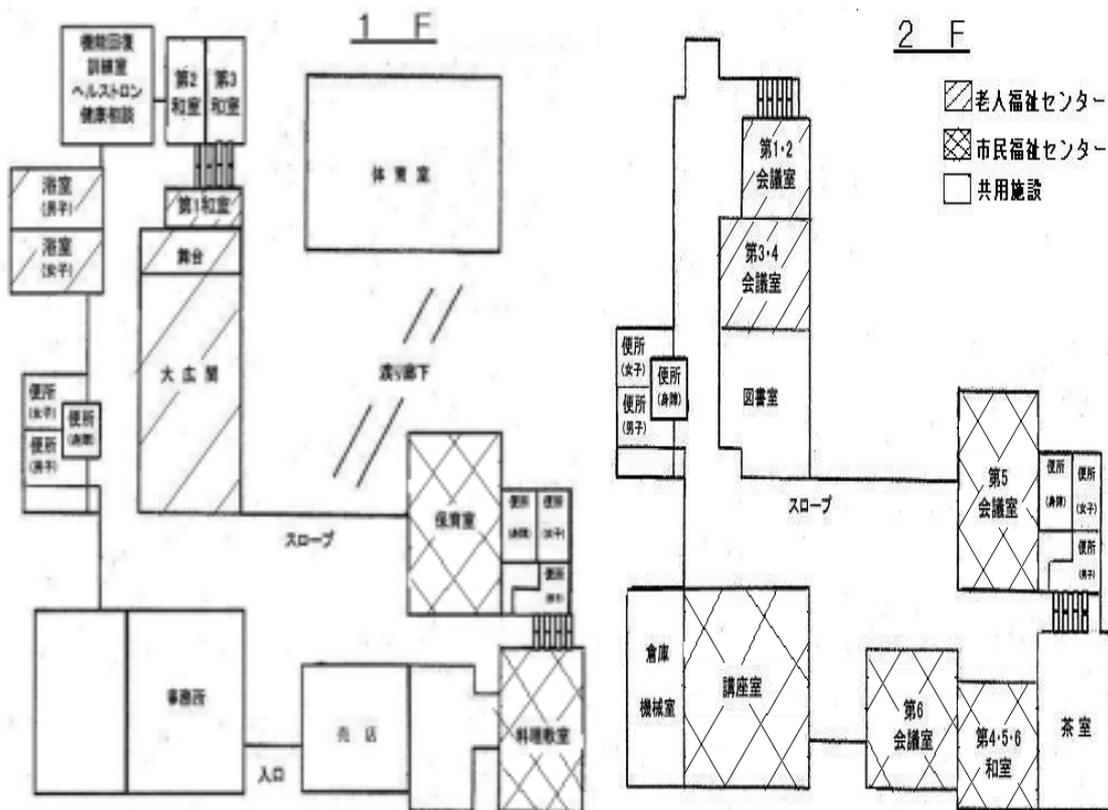
送迎バス

休館日：月曜日、12 月 30 日から翌年 1 月 4 日まで

開館時間：午前 9 時から午後 5 時

< 使用料：無料 >

平面図



利用できる方

老人福祉センター、老人作業所：

(1) 枚方市内在住の60歳以上の者 (2)老人クラブ等老人団体の関係者 等

市民福祉センター：(1)枚方市内在住 (2)市内在職の者

事業内容

<老人福祉センター>

- (1) 生活及び健康に関する相談
- (2) 生業及び就労のための指導
- (3) 機能回復訓練の実施
- (4) レクリエーション等の実施
- (5) 老人クラブ活動に対する援助 等

<市民福祉センター>

- (1) 施設を集会の用に供すること
- (2) 各種サークル活動の育成及び指導
- (3) 文化及び教養の増進を図るための講演その他諸行事の開催 等

<老人作業所>

- (1) 園芸、手芸、習字、絵画、工芸品等の製作指導及び講習
- (2) その他老人の趣味を生かす事業

利用内容

入浴、ビリヤード、バンパー、グラウンドゴルフ、卓球、囲碁・将棋、ヘルストロン等



機能回復訓練室（ヘルストロン） 1階ロビー（ビリヤード） 体育室（卓球）

指定管理者による講座開講状況（平成21年度）

種 目		延べ開講日数	延べ受講者数	種 目		延べ開講日数	延べ受講者数		
老人福祉センター	趣味の講座	10	189	老人作業所	趣味の講座	10	148		
	健康太極拳講座				タイ式ヨガ				
	〃 絵手紙講座	10	184		〃 囲碁講座			10	100
	〃 水彩画講座	10	190		〃 手芸講座			6	48
	〃 料理A	5	72						
	〃 料理B	5	60	市民福祉センター	市民講座 茶道	10	149		
	〃 編物講座	5	129		〃 フラダンス	10	222		
	〃 すっきりストレッチ	10	174		文化体験 茶道	1	66		
	ビリヤード初心者講座	3	4						
	健康講座・救命講習	2	89		計	107	1,824		